

# 檜原村行政改革実施計画

平成18年2月

檜原村行政改革推進本部

# 檜原村行政改革実施計画

## 《目 次》

行政改革推進計画の基本事項	1
（１）計画の目的	1
（２）計画期間	1
（１）計画の実施に際しての留意事項	1
1．事務・事業の再編・整理、廃止・統合に関すること	
1）事務・事業の整理合理化	2
2）行政評価システムの検討	3
3）広域行政圏の活用等	4
2．補助金の見直しに関すること	
1）補助金の整理・合理化	5～6
2）使用料・手数料等の受益者負担の見直し	7

### 3 . 行政サービスの向上に関すること

#### 1 ) 電子自治体の構築を目指した

    ブロードバンドの活用による地域情報化の推進 . . . 8 ~ 9

2 ) 広報活動の充実 . . . . . 10 ~ 11

3 ) 各種会議情報等の公開 . . . . . 12

4 ) 窓口業務の機能充実 . . . . . 13

### 4 . 公の施設の設置及び管理運営に関すること

1 ) 指定管理者制度の導入 . . . . . 14

2 ) 施設の有効活用・管理運営機能の充実 . . . . . 15

3 ) 施設間の連携についての検討 . . . . . 16

4 ) 住民参加による施設運営・管理の検討 . . . . 17 ~ 18

### 5 . 組織・機構の見直し・再検討に関すること

#### 1 ) 地方分権化と村長期総合計画に基づいた今後のむらづくり

    に対応できる簡素で効率的な組織・機構の検討 . . . 19

#### 2 ) 審議会・委員会等の定数の見直し

    ・改編・合理化の検討 . . . . 20

## 6 . 定員管理及び給与の適正化に関すること

- 1 ) 定員管理の適正化の検討 . . . . . 2 1 ~ 2 2
- 2 ) 新規行政需要への対応 . . . . . 2 3
- 3 ) 給与制度の運用・水準の適正化 . . . . . 2 4

## 7 . 行政運営の効率化と職員の能力開発等に関すること

- 1 ) 職員の能力開発・意識開発を図る研修の検討 . . . . . 2 5
- 2 ) 新しい人事管理制度の検討 . . . . . 2 6

## 8 . 住民との協働の推進に関すること

- 1 ) 事務事業における行政と住民との役割分担の明確化 . . . . . 2 7
- 2 ) 「協働のむらづくり」のため住民参画の手法の検討 . . . . . 2 8

## 行政改革推進計画の基本事項

### ( 1 ) 計画の目的

本計画は、平成 1 8 年 2 月に策定した「檜原村行政改革大綱」の基本方針により村が取り組む行政改革の「重点項目」についてそれぞれ現状と課題・基本方針・取組項目・計画年度を明示し、行政改革を計画的かつ着実に推進するために策定するものです。

### ( 2 ) 計画期間

「自立できる」村づくりの具体的施策に早急に取り組む必要性から、平成 1 7 年度を起点に 2 1 年度までの 5 か年を計画期間とします。

### ( 3 ) 計画の実施に際しての留意事項

行政改革の実効性を確保するためには、各職員が日常の事務・事業において常に改善意識を持ち、改革意識を維持し続けることが重要となります。そのために全職員が一丸となり計画に示された各取組項目について「最小の経費で最大の効果」を挙げられるよう取り組んでいくこととします。

#### 計画の推進・進行管理体制について

- 1 ) 本村における行政改革は、本計画に示されている取組項目・計画年度により実施するものとし、行政改革推進本部において、推進・進行管理を行い、本部長がこれを統括するものとします。
- 2 ) 行政改革推進本部は、行政改革の推進について必要な調整を行い、その推進・進捗状況を行政改革推進委員会に報告するものとします。

#### 村民の理解と協力について

行政改革の推進にあたっては、幅広い村民の理解と協力が得られるよう最大限努めるとともに常に村民への行政サービス向上を第一に考え、関係機関との連携を取りながら実施していきます。

## 1. 事務・事業の再編・整理 廃止・統合に関すること

1) 事務・事業の整理合理化

2) 行政評価システムの検討

3) 広域行政圏の活用等

## 1) 事務・事業の整理合理化

### 現状と課題

村では行政サービスとして、さまざまな事務事業を実施しているが費用対効果等の具体的な検証は実施しておらず、一方通行型のサービスとなっている傾向があり、受益する住民の理解が必ずしもある現状とは言えない。

「三位一体の改革」の推進により厳しい行財政運営を強いられている本村の現状を踏まえ、住民に理解を求め、行政が本来果たすべき役割を明確にし、行政のスリム化と健全化を基本として、根本から事務事業の見直しを行い、効率的な行財政運営を図る必要がある。

### 《基本方針》

すべての事務事業について、住民と行政の役割分担・費用対効果・住民間の公平性等の観点からゼロベースでの見直しの実施  
見直しについては、緊急性を加味した重要度により区別する。

### 【取組項目】

庁内各課及び関係機関・関連事務事業及び村民関連事業の個別審査による事務事業の廃止・統合等の検討（平成18年度）

総務課における各種機器の保守点検等業務委託について、庁内一括契約の検討（平成18年度）

物件補償費については、補償基準の見直しを図る。（平成18年度）

村特別会計の簡易水道事業・下水道事業については、事業実施計画に基づきコスト削減を目的とした管理運営業務に関する民間委託の検討等、効率的な事業展開を図る。（平成19年度）

## 2) 行政評価システムの検討

### 現状と課題

地方分権の時代となり、多様化する住民ニーズに対応するシステムが求められ

ているが、現状では各々の事務事業の妥当性の費用対効果の検証を行うシステム

が構築されていない。

本村においては、行政規模・職員数から行政評価システム（政策・施策・事務

事業）のうち、事務事業評価を行うことが適正であると考える。

情勢の変化に的確に対応できる住民サービスの質を向上させるため、新しい事

務評価システムの構築が課題である。

### 《基本方針》

「村民の皆様にご喜ばれる村政の実現と村民の皆様に対する説明責任を果たす」という観点から、事務事業をチェックして改善につなげ、効率的かつ効果的な経営を行うことにより、住民サービスの向上を図る。

事務事業の評価を行うことにより、事業の選択・重点化と限られた財源の有効

活用を図り、効率的・効果的な自治運営を目指す。

### 【取組項目】

村独自の事務事業評価システムの導入により、事業の推進・見直しや予算・人員等の行政資源の重点的かつ優先的な配分に活用する。

- ・事務事業評価システムの検討及びシートの内容検討（平成18・19年度）
- ・各課主要事業において実施（平成20・21年度）
- ・全面実施に向けた検討（平成21年度）

### 3) 広域行政圏の活用等

#### 現状と課題

村は西多摩地域広域行政圏協議会に属しており、産業・教育・医療・福祉・生活環境・地域基盤などのバランスのとれた『自立した圏域』を目指し、各種広域的な事業や要望活動を行っているが、核となる都市機能や文化施設機能等が弱いため、これらの機能強化を図ることが課題である。

地方分権や国の三位一体改革の進捗に伴って、市町村や広域行政に課せられる責任と役割は拡大してきている。一方で地方交付税や補助金の削減、地方税の伸び悩みなどにより、市町村は厳しい財政運営を迫られており、自主財源の確保や事務事業の効率化などに、構成市町村が連携して対応していけるよう広域行政圏協議会が調整の役割を果たすなど新たな段階を迎えている。

#### 《基本方針》

圏域内の一部事務組合（環境・医療・斎場）についての事務事業の効率化の推進を図る。

圏域の特性や政策課題を明らかにするための調査研究や主要な政策課題に関する情報の収集・整理・発信を行う。

情報提供の充実を図るとともに、住民の広域的な活動を支援し、各活動を活発化させ交流を促進し、圏域としての一体感の醸成を図る。

#### 【取組項目】

今後、秋川衛生組合の各構成市町村の下水道整備事業が進捗する過程で、将来の組合運営形態等についての研究が必要とされるため各担当課において一部事務組合への働きかけを検討する。

（平成18・19・20・21年度）

協議会における圏域内の特性や政策課題を明らかにするための調査研究について、協議会に要請する。（平成18・19・20・21年度）

地域の一体感を醸成する住民活動への支援の実施について、協議会に要請する。（平成18・19・20・21年度）

## 2. 補助金の見直しに関すること

1) 補助金の整理・合理化

2) 使用料・手数料等の受益者負担の見直し

## 1) 補助金の整理・合理化

### 現状と課題

村の財政は、景気の低迷による村税の落ち込みや普通交付税の削減により歳入は減少している。歳出は、扶助費・公債費などの義務的経費が年々増大しており、補助金については平成17年度当初で4.0%減となっているものの、補助費は予算全体の20%余りを占めており補助金の見直しが迫られている。

村における補助金の交付は、行政全般にわたり補完的な役割を果たしており、あるいは、住民活動の活性化を通じて村勢の発展に寄与している。しかし、村の施策を展開する中で、長い間重要な役割を担ってきたものの次のような弊害が見受けられているのも事実である。

#### ・補助の長期化による既得権化

いったん補助をはじめると一定の額の補助が長期化することが多く、全体の公平性が失われるとともに、社会情勢が変化してもなかなか見直せない。

#### ・交付団体の自立の障害

交付される団体等も補助金への依存心を強め、自らの手で運営を行う姿勢が希薄になりがちである。

#### ・補助金の適正な執行の見直し

補助金を交付する村側についても、交付することで目的が達せられたとし、補助金の使途について真に目的にかなっているかの確認がおろそかになりがちである。

### 《基本方針》

#### 財政の視点からの見直し

恒常的に交付されている補助金やすでに補助金の目的を達成してしまっているもの、統合すべきものの見直しを進めることにより、厳しい財政状況の中で限られた財源の有効かつ効率的な活用を図る。

#### 補助事業内容の見直し

事業内容について公益性が高く、住民のニーズにあっているか、さらに使途が適切であるかなど、その内容を見直すことにより単に補助金の削減そのものが目的ではなく、交付事業の適正な執行や補助金の有効な活用を図る。

#### 補助金に関する交付基準の策定

補助金交付のあり方を客観的に判断する基準を策定することにより、公平・公正な審査及び検討を行う。

**【取組項目】**

各種団体に対する事業費補助金・運営費補助金の見直し

- ・事業費補助金にあつては、本来事業を対象に補助されるべきものであり、事業に対する計画が立てられ、事業目的の達成に向けて行政が資金的な支援をしていくことが必要であると判断された場合に、補助金が交付されるべきものであり、社会情勢の変化または一定期間を経過した事業については、事業の見直し等検討を加え補助金の見直しを図る。(平成18・19・20年度)
- ・運営費補助金である団体の運営に対する補助については、団体の設立時など初期の段階において運営基盤の弱い場合に自立できるまでの一定期間は、運営費に対する補助も必要であるが、運営費補助は、補助の対象となる経費の範囲を定めた上で、終期を定め段階的に減額するなど補助金の見直しに取り組む。(平成18・19・20年度)

仮称檜原村補助金等検討委員会の設置(平成19年度)

補助金に関する交付基準の策定(平成20年度)

## 2) 使用料・手数料等の受益者負担の見直し

### 現状と課題

村では、特定の行政サービスについてはその対価として受益者から使用料・手数料を徴収している。

各分野で検討委員会を設置し、料金設定等を行っているところもあるが、使用料・手数料の中には、料金設定の明確でないもの・負担割合の明確でないもの・定期的に料金の改定を行っていないものなどがある。

他市町村において有料で行っているサービスについて、村では無料でサービスを提供しているものや減免措置により料金の徴収をしていないものもある。

### 《基本方針》

料金設定に際し、原価算定方式によるコスト算定を行い、行政負担と受益者負担の割合を明確化する。

利用者区分に関する基準設定を行い利用者区分を統一化し、また減免対象範囲の標準化・適正化を行う。

住民負担増を防ぐための方策を講ずる。

現在、無料で提供している行政サービスについては、受益者負担の原則に照らし適切かどうか検証し必要に応じて料金設定を行う。

定期的な料金見直しを実施する。

- 現在ある各検討委員会は、法令等で定められているものを除き統一する。

### 【取組項目】

- 現在設置されている料金に関する各検討委員会のうち、法令等で定められている委員会以外は、基本的に統一ないしは廃止する方向での導入を考え、各担当課において調整を行う。(平成18・19年度)

「檜原村公共料金等検討審議会」による使用料・手数料徴収基準の策定

(平成20年度)

「檜原村公共料金等検討審議会」の意見に基づき、村が必要に応じ条例改正を行い、料金改定を実施する。(平成21年度)

### 3. 行政サービスの向上に関すること

- 1) 電子自治体の構築を目指したブロードバンドの活用による地域情報化の推進
- 2) 広報活動の充実
- 3) 各種会議情報等の公開
- 4) 窓口業務の機能充実

## 1) 電子自治体の構築を目指したブロードバンドの活用による地域情報化の推進

### 現状と課題

村では庁内職員に1人1台のパソコンを配置し庁内LAN( 1 )の構築も概ね終了している。

総合行政ネットワーク(LGWAN( 2 ))へも参加済

光ファイバー網の布設

携帯電話不能地帯の縮小

村内全域にわたってブロードバンド網( 3 )は整備されつつあるが、利用状況は低く、高齢化により対応しきれない住民への講習会の実施等が課題である。

### 《基本方針》

ブロードバンド網が整備済みであることを利点として、村民が身近に利用しやすい環境の整備を行う。

CATV 網( 4 )を構築するための調査・研究を行う。

### 【取組項目】

公共施設の予約(平成18年度)

災害、防災情報等の発信(携帯電話・パソコン)(平成18年度)

電話料無料となるIP電話( 5 )の導入(平成18年度)

観光地のライブカメラ( 6 )での紹介(平成18年度)

電子申請による申請・届出・証明書の発行(平成19年度)

(一部実施済み)

マルチペイメント( 7 )を利用した処理(平成21年度)

光ファイバー網・CATV を利用した地上波デジタル放送受信網及び議会のリアルタイム配信などの行政情報を発信するための研究

(平成21年度)

## 情報処理関連用語解説

- 1 LAN ローカルエリアネットワークの略称  
意味 同じ建物の中にあるコンピュータやプリンタなどを接続し、データをやり取りする通信網
- 2 LGWAN ローカルガバメントワイドエリアネットワークの略称  
意味 地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域通信網
- 3 ブロードバンド網  
意味 高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークとその上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービスによる通信網
- 4 CATV コミュニティアンテナテレビジョンの略称  
意味 テレビの有線放送サービス。山間部や人口密度の低い地域など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にする目的で開発された。
- 5 IP電話  
意味 電話をかける相手との通信経路をインターネットで利用されている通信手順で構築した電話通信網
- 6 ライブカメラ  
意味 実況映像を記録するカメラ
- 7 マルチペイメント  
意味 多角的な支払い方法

## 2) 広報活動の充実

### 現状と課題

平成10年度より村政情報の電子化施策として村のホームページを開設し、「広報ひのはら」とともに住民への主要な情報伝達手段として機能している。

平成16年度より「村長への手紙」制度を実施しているが、利用者は少ない。

平成17年度より「檜原村行政情報等メール配信サービス」を開始し、村政情報をパソコン・携帯電話等へ直接メールにて配信するサービスを行っているが、利用者が少なく、サービス内容は行政からの情報伝達が主となっているため情報伝達手段として機能しているとはいえない。住民との情報伝達手段としてサービス内容を改善し、登録件数を増やしていくことが課題である。

大規模災害時など緊急性を要する場合及び村の大きなイベントのある前日等には、個別・野外拡声器による防災無線により住民に情報を伝達している。

広報で既に周知している内容について、行政窓口への問い合わせが多いことから、広報による住民への情報伝達が十分とはいえない状況である。広報を村民に眼を通してもらえる紙面作りが課題である。

広報の編集、ホームページ（HP）の更新等の作業は、現在、それぞれ担当の職員1名で行っている。専門職員を置かない現行の体制では広報活動の充実を図ることは困難である。今後、効果的な広報活動の充実を図るため広報については、住民と村行政の双方向の情報発信を進める広報検討委員会の設置、ホームページについては見る側にたった各課・各係による更新作業を行うよう改革が必要である。

### 《基本方針》

住民と村行政の双方向の情報交換を進め、村政情報の共有化を推進  
ネットワーク環境（光ファイバー通信網）の整備が完了している優位性を生かし、HPやメール配信サービスの利用促進を図る。

住民からの情報と村行政情報の双方を取り入れた包括的な広報編集を目的とする検討委員会の導入

各課・各係によるHP更新の実施

**【取組項目】**

住民からの情報と村行政情報の双方を取り入れた包括的な広報編集を目的とする検討委員会の設置（平成18年度）

情報交換・伝達方法の手段として、携帯電話・メール配信サービスの利用促進及び災害情報等の強化（平成18年度）

村HPを村民向け・訪問者向け・事業者向けと3種の利用区分に分け、接続利便性（アクセシビリティ）を向上させたHPの構築（平成18年度）

広報・村HPへの企業広告（バナー）の導入・要綱策定（平成18年度）

### 3) 各種会議情報等の公開

#### 現状と課題

各種委員会・審議会などの会議の多くは、これまでも特に非公開とされていたわけではないが、会議の開催日時や場所、議題などの情報を事前に公開しないことがほとんどであったため、公開されていないのと同じ状態であった。

そこで、開かれた村政の推進を図ることを目指し、村行政に関する正確な情報を積極的に提供していく必要がある。

#### 《基本方針》

各種会議の公開基準の導入

委員の公募基準の導入

広報誌、ホームページによる会議の開催状況及び会議録等情報の公開

#### 【取組項目】

会議公開基準の策定（法令・条例等の規定に基づく非公開会議を除く）  
（平成18年度）

会議公開基準策定に当たっては職員並びに専門的知識を有する者による検討委員会を設置する（平成18年度）

委員公募基準の策定（平成18年度）

会議公開基準適用による公開の実施（平成19年度）

#### 4) 窓口業務の機能充実

##### 現状と課題

村の窓口については、平日の午前8時30分～午後5時15分が窓口開庁時間となっており、総合窓口課では、過去夜間開庁を実施したが、利用状況が低調だったことと合わせて、職員の勤務状況を考慮して7か月間で中止した。それに代わるものとして従前より実施していたことだが、電話予約（戸籍は除く各種証明等・本人確認は必要）で夜間・祝祭日に交付することで対応できるものとした。

平成15年8月25日より住基ネットが本格稼働し、全国どこの市町村からでも住民票の交付（広域交付という。）が受けられるようになった。また、各種行政の申請や届出に必要な住民票の写しの添付が省略できるようになった。

住基ネットの本格稼働に伴い住基カードも発行されたが、利用項目が少ないため、全国的にも発行枚数が低迷している。今後は、住基カードの発行促進を図り、多目的利用の検討が必要である。

住基カード全国交付枚数

平成17年3月末日現在約54万枚人口比0.4%

##### 《基本方針》

行政サービスの顧客である住民の立場に立った親切な対応の徹底と、電子自治体の構築を生かしたサービスの徹底を目指す。

##### 【取組項目】

総合窓口課職員を中心にワンストップサービス（ひとつの窓口で対応する・たらいまわしが無い）を実現する。（平成18年度）

住民サービスの向上を目指すための住民意見の取り入れ

（平成18年度）

「やすらぎの湯利用券」の自動販売機を設置する。（平成18年度）

地方税の電子申告の促進を図る。（平成19年度）

## 4. 公の施設の設置及び管理運営に関すること

- 1) 指定管理者制度導入の検討
- 2) 施設の有効活用・管理運営機能の充実
- 3) 施設間の連携についての検討
- 4) 住民参加による施設運営・管理の検討

## 1) 指定管理者制度導入の検討

### 現状と課題

村には現在多くの公共施設があり、施設の管理運営を効率的で質の高いサービスと運営コストの低減を図るために、公の施設については指定管理者制度の導入を検討する。

### 《基本方針》

効率的で質の高いサービスと運営コストの低減を図るため、指定管理者制度を積極的に導入する。

指定管理者の指定期間は平成18年度～平成20年度までの3年間とする。

### 【取組項目】

指定管理者制度導入へ向けての切り替え施設（公の施設）

（平成18年度）

- ・ 檜原村ふれあいセンター
- ・ 檜原村高齢者在宅サービスセンター
- ・ 檜原村児童館
- ・ 檜原村福祉作業所
- ・ 檜原温泉センター数馬の湯
- ・ 檜原村地域交流センター

他の該当施設については、施設の管理委託内容が維持管理が中心であり指定管理者制度導入の優位性が認められる施設ではないため直営による一部業務委託の運営形態とし、今後、制度導入施設の運営状況の検証を行い導入が適当と認められる施設については、順次導入を行う。

## 2) 施設の有効活用・管理運営機能の充実

### 現状と課題

現在、村所有の施設が多くあるが、管理については村直営、社会福祉協議会・シルバー人材センター・協業体・観光団体への委託による管理を行っている。コミュニティセンター等については、各自治会等への管理委託により行っており、地元の集会施設となっている。

施設の跡地利用については林務出張所跡地に檜原村立図書館を平成18年度に建設し、現在の図書館跡地は、立地条件がよく、檜原村の中心に位置するので有効利用が望まれる。旧数馬分校跡地については地元の要望により、施設と備品を生かし記念館を開設の予定である。

施設の有料化は、一部を除いてほとんどが未実施であるが、地元の集会施設となっているコミュニティセンター(5箇所)は夏期間の林間学校などの宿泊施設として有料化が考えられるが、条例の策定、施設の整備・維持管理・受益者負担等、今後検討しなければならない課題がある。

### 《基本方針》

不特定多数の住民が利用する公共施設については、効率的で質の高いサービスを提供するため、利用時間等の延長を図る。

管理運営コストの低減を図るとともに、それぞれの施設の特性に  
応じた受益と負担に関する基準を設定し、学校施設については、  
新たに施設利用者の受益者負担を導入する。

地域や関係団体と連携し、放課後の学校施設を地域のコミュニティの拠点として活用する。

檜原村児童館の在り方を再整理し、子育て支援体制の強化を図る。  
既存施設を最大限に活用することを原則とする。

### 【取組項目】

村外勤務者等に対する施設利用サービスの向上を図るため開館時間を

延長(平成19年度)

図書館へのインターネットによる図書検索・予約システムの導入  
(平成19年

度)

学校施設等の受益者負担の導入 (平成19年度)

### 3) 施設間の連携についての検討

#### 現状と課題

村には多くの公共施設がある。施設間の連携は、今まで各施設毎に管理運営業務が行われ、使用目的や使用頻度の違いによりほとんど行われていない。

施設間の連携については、檜原都民の森と温泉センターとの相互協力により大きな成果が上がっている。今後、施設の有効活用と利便性の向上を目指すためには各施設間における連携を欠かすことは出来ない。

村外の団体に施設を貸し、収益が得られるよう実現化に向けた関係条例の改正や運営方針等を検討するために、施設の管理責任者と総務課の担当で施設間の連絡を計る必要がある。

#### 《基本方針》

収益事業を行っている施設（四季の里、温泉センター数馬の湯）と地域交流センターとの連携を促進させる。

南郷、人里、小沢、樋里コミュニティセンター及び藤倉ドームにおける相互の連携と収益のための有料化を図る。

各施設の管理責任者と総務課の担当で施設利用に関する情報交換を行う。

#### 【取組項目】

地域交流センターを核とした施設連絡会を組織し、温泉センター数馬の湯、四季の里、郷土資料館、都民の森等の協力体制を構築することにより相互PRを実施し、集客力のアップを図る。

（平成18年度）

コミュニティ各施設の管理責任者と総務課の担当者による情報交換の場を設定する。（平成18年度）

村の地理的要因を考慮し、施設を南部、北部地区に分け南部地区については南郷と人里コミュニティセンター、北部地区は小沢、樋里コミュニティセンター及び藤倉ドームとが連携し、村内外の者を対象とし施設利用により収益が得られるよう有料化を図る。

（平成19年度）

#### 4) 住民参加による施設運営・管理の検討

##### 現状と課題

村内コミュニティセンター 5カ所

(学校統合に伴い、学校に変わる地域のコミュニティの場としての性格を持つもの)

- ・平成 元年 小沢コミュニティセンター
- ・平成 2年 人里コミュニティセンター
- ・平成 5年 樋里コミュニティセンター
- ・平成 7年 南郷コミュニティセンター
- ・平成10年 藤倉ドーム

自治会館23施設

(村の補助と地元負担により作られてきているが、補助率も上昇し地元の負担も少なくなっている。)

##### 管理方法

- ・コミュニティセンター 自治会または、管理委員会が無償で管理し、村が維持費を支払っている。
- ・自治会館 村補助による建設、施設管理・維持費については自治会で負担している。

##### 課題

- ・コミュニティセンターと自治会館の費用負担の公平性
- ・コミュニティセンターと自治会館の双方で利用が競合し、経費の非効率なところも見受けられる。

その他の公共施設

- ・福祉センターはシルバー人材センターに業務委託
- ・やすらぎの里2・3階部分については、社会福祉協議会へ管理委託
- ・農林漁業観光施設については当初の設立目的から協業体に貸出し、使用料を徴収している。
- ・その他については直営方式となっている。

《基本方針》

コミュニティセンターと自治会館の位置づけを明確にし、経費の負担を見直す必要がある。

地域住民のための農林漁業施設については、その設置目的を尊重し、指定管理者制度の導入には配慮する。

直営施設のうち住民参加方式が取れるものについては、指定管理者制度の検討、または業務の一部委託を検討する。

【取組項目】

補助事業により建設した産業施設の有効活用（未利用施設等の事業者の変更を含む）（平成 18 年度）

コミュニティセンター・自治会館等自治会管理施設の管理・運営基準の制定（平成 19 年度）

当初の補助目的を達成したものは、地元への払い下げ等を検討し積極的に住民管理とする。（平成 19 年度）

## 5 . 組織・機構の見直し・再検討に関すること

- 1) 地方分権化と村長期総合計画に基づいた今後の  
むらづくりに対応できる簡素で効率的な組織・機構  
の検討
- 2) 審議会・委員会等の定数の見直し・改編・合理化  
の検討

1) 地方分権化と村長期総合計画に基づいた今後のむらづくりに対応できる簡素で効率的な組織・機構の検討

現状と課題

現在の課名では、担当している仕事内容が分かりにくい。  
事務の効率化を図るため、組織改正を行う必要がある。  
村の組織は、ライン制をとっており「縦型組織」の形態となっている。  
組織の構造上、課を横断した連携が難しい。

《基本方針》

組織の見直しにあたっては、住民の視点から見た分かりやすい組織とし、事務効率の向上を図る。  
少ない職員数で、職員一人が多種にわたる業務を担当し、各係の業務の繁忙期には、「課内における各係相互の連携による応援も行なう」という業務の実施形態において一部グループ制を取り入れている組織の現状から、現行のライン制を生かし、機動性と即応性を高めた組織改正を行う。  
課及び係間の連絡調整を充実させ、事務の効率化を図る。

【取組項目】

機動性の確保、行政運営機能の充実を図るため、事務分掌の見直しを行う。(平成18・19・20年度)  
退職による減員の不補充・人事考課の導入による定員管理を行う。  
(平成18・19・20年度)  
非常勤職員(人材派遣) 東京都OB等の活用計画を作成する。  
(平成18・19・20年度)  
再任用制度の導入 (平成18・19・20年度)

## 2) 審議会・委員会等の定数の見直し・改編・合理化の検討

### 現状と課題

審議事項・内容等が他の委員会と類似しているものがある。  
会議時間の長短にかかわらず、報酬が均一である。  
同一人が複数の審議会・委員会の委員に就任している。(委員の重複)

### 《基本方針》

各所管課ごとに村が設置しているすべての審議会・委員会等を類似しているものがないか検証するとともに、委員数・委員構成・報酬・開催時間についてすべて見直しを行う。  
課長会により所管課で見直しを行った内容を精査し、審議会・委員会等の合理化を図る。

### 【取組項目】

各所管課ごとに各所掌事務に関する審議会・委員会等の見直しを行う。  
(平成18年度)  
新たに設置する審議会・委員会等については、総務課において設置基準を制定する。(平成18年度)  
内容・複数の課が関連する審議会・委員会について村課長会で見直しと調整を行い、各所管課に廃止・統合等を指示し、担当所管課において整理・統合を実施する。(平成19年度)  
公共料金を検討する審議会・委員会等を統合し、「檜原村公共料金等検討審議会」を設置する。(平成19年度)

## 6. 定員管理及び給与の適正化に関すること

- 1) 定員管理の適正化の検討
- 2) 新規行政需要への対応
- 3) 給与制度の運用・水準の適正化

## 1) 定員管理の適正化の検討

### 現状と課題

組織の改編、退職者の不補充等に伴い、職員数は段階的に減少しており、条例定数73名に対し実人員60名(村長・助役・教育長除く全職員)となっている。

平成12年度から平成16年度までの職員数の純減は、8人(総職員数の比較において11.8%減)となっている。また、総務省で集計している「定員モデル」(一般行政職)においても、42名(定員モデルの数値)に対し檜原村の実人員38名と、4名の差ができています。

財政運営が厳しくなっている現在、仕事の効率化やコスト削減意識を持ち、定員を考えていくことはもちろんであるが、行政改革による「人員を削減」することだけでは、将来的に増えてくると思われる多様な行政需要に対応することができない。また、職員個人がかかえている業務が年々増えてきているのが現状である。

団塊世代職員の退職・退職不補充等により、職員構成(年齢構成や職位構成)の不適正化がおこっている。

職員個人の資質の問題にも着目し、定員管理を検討しなければならない。

### 《基本方針》

村の自立に向かい、将来動向を的確にとらえた定員管理計画を策定する

常に定員管理計画を見直し、その時代に見合った計画に修正する。

最小の職員数で最大の効果をあげるため、組織全体の定員だけにとらわれず、職員の資質や適正についても的確な把握をしていく。

事務分掌の見直しを行い、適正な人材・人員配置を行なう。

**【取組項目】**

職員定数については、今後の計画年度中の退職予定者数5人(平成18年度1人・平成19年度2人・平成20年度2人)相当分について事務内容の徹底した見直し等により可能な限り退職・不補充とすることにより減員し、行政サービスの水準を低下させないよう努める。(平成17年度)

各課や係の業務量の適格な把握をし、課・係の統廃合により効率的な行政運営を実施する。(平成17・18・19年度)

職員個人の資質を考慮し、適正な人材・人員配置を行なう。

(平成17・18・19年度)

村の現状を詳細に分析し、村独自の定員管理計画を策定するとともに、具体的な数値目標を公表し、住民の理解を得る。

(平成18・19・20年度)

職員構成の適正化を図り、将来に渡って組織を維持していくために職員の定期的な採用・退職の勧奨を実施し人事の刷新、職員の意欲向上を図る。(平成18・19・20年度)

スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図り、定員規模の適正化を図る。(平成18・19・20年度)

採用時における採用試験の「面接」の占める割合を現状より多くし、将来的に有望な者であるかを見極める。

(平成18・19・20年度)

## 2) 新規行政需要への対応

### 現状と課題

地方分権化が進み、行政事務の内容が多種多様化しており、国においては、公務員の勤務や雇用形態を弾力化する方向で制度見直しが進められている。

今後は、市町村へ移譲される行政事務が増加することは目に見えており、新規行政需要を見据えた職員定数の見直しが必要となっている。

現状では職員数が年々減少しており、専門職についても不足している。

### 《基本方針》

基礎的自治体として機能するため、将来的な行政事務に対応する体制づくりを進める。

民間活力及び再任用制度等を積極的に導入し、職員の適正配置（配置転換等）では充足できない部分を補い、事務事業の効率化を図る。

### 【取組項目】

民間活力を考慮した職員定数の適正化

- ・行政事務の中で個人情報保護法等から税務事務・戸籍事務・人事関係事務以外でコスト削減が図れるものは民間委託を考える。（平成18・19・20年度）

雇用形態を考慮した専門職を活用する。

- ・技術関係・徴収関係・福祉関係等、専門職が必要と思われる部署に国・東京都職員のOB等を活用し、事務事業の効率化を図る。（平成18・19・20年度）

### 3 ) 給与制度の運用・水準の適正化

#### 現状と課題

- 給与水準の指針となる村ラスパイレス指数は、95.0%（平成17年度）と西多摩地域で一番低い。
- 年功序列の給与体系がとられており、個々の職員の能力と実績に応じた給与制度がとられていない。
- 技術労務職（都民の森・診療所職員の一部）である職員に対して一般行政職給料表を採用している。

#### 《基本方針》

- 個々の職員の能力と実績に応じた給与制度に向け、職員の自己評価を踏まえた勤務評定表の導入を図る。
- 勤務評定表による評価を勤勉手当へ反映し、個々の能力によりそれに見合った手当の支給を行う。
- 勤務評定表による評価を昇格・降格・特別昇給・定期昇給の延伸等に反映する。
- 技術労務職の給与の適正化を図る。

#### 【取組項目】

- 現在の職階制度における事務助手（新規採用後6ヶ月まで）は現状に合わないため廃止する。（平成18年度）
- 勤務評定表による職員の人事考課を実施する。（平成18・19・20年度）
- 勤務評定表による人事考課を予算の範囲内で勤勉手当に反映する。  
（平成18・19・20年度）
- 勤務評定表による人事考課を昇格・特別昇給・定期昇給の延伸等にも反映する。  
（平成18・19・20年度）
- 技術労務職の給料表を作成する。（平成18・19・20年度）

## 7. 行政運営の効率化と職員的能力開発等に関すること

- 1) 職員的能力開発・意識開発を図る研修の検討
- 2) 新しい人事管理制度の検討

## 1)職員の能力開発・意識改革を図る研修の検討

### < 現状と課題 >

研修の実施については、地方公務員としての基礎的な研修、中堅職員の役割の認識、管理者に対する能力の向上等について町村会で行う研修、一部職員の民間企業での体験研修により職員の能力開発・意識向上を図っているが、専門職については、一般研修等には参加していないのが現状である。

職員に専門職(土木、建築)がないため職務遂行に苦慮しているのが課題である。

### 《基本方針》

全職員に対する、公務員としての基礎的な事項の習得、行政のプロとしての意識向上及び能力開発に向けての研修の充実及び専門職の育成を図るための体制を構築する。

事務事業の充実のため、計画的な専門職の確保を図る。

### 【取組項目】

#### 能力開発に向けて

- ・能力(技能等)アップのための研修への参加(平成17・18年度)
- ・各課における専門研修への積極的な参加(平成18年度)
- ・管理者能力、組織経営能力の研修(平成18・19年度)

#### 意識改革に向けて

- ・全職員による意見発表等の実施(平成18年度)
- ・各課による職員への予算状況等の説明会の実施(平成18年度)
- ・民間企業への研修(平成18・19年度)
- ・メンタルヘルス研修の充実(平成18・19年度)
- ・研修参加後は、報告書を作成し公表(平成18年度)

## 2)新しい人事管理制度の検討

### < 現状と課題 >

係長職・課長職についての昇任制度の要綱を定め実施しており、また職員の意向調査実施(自己申告・人材シート)等により職員の適正配置の実施・職務において年間スケジュール表に基づき職務の遂行にあたっている。

職員数が少人数であるため、適正な人事配置については苦慮しており、昇任制度を設けても対象が積極性を持って応募していないのが現状である。

### 《基本方針》

職員の能力・実績を重視した人事管理を行うため、職務遂行上の能力及び実績に基づき公平かつ客観的に評価する制度を設ける。

新しい人事管理制度を職員の指導育成に活用し、給与・昇格・その他人事管理に反映させるとともに、職員の資質向上及び職場内の活性化を図る。

### 【取組項目】

新しい人事管理制度の導入 (平成 18・19・20・21 年度)

人事考課の均一化を図るため、査定する側の研修の実施

(平成 18・19・20・21 年度)

## 8 . 住民との協働の推進に関すること

- 1) 事務事業における行政と住民との役割分担の明確化
- 2) 「協働のむらづくり」のため住民参加の手法の検討

## 1) 事務事業における行政と住民との役割分担の明確化

### 現状と課題

村の実施している事務事業は、行政主導的な行政サービスが多い。

行政と住民の役割分担が明確でない状況にある。

多様化する行政サービスの全てに対応することが組織的、財政的にも厳しい状況である。

村で実施している事務事業を協働の観点から見直しする必要がある。

### 《基本方針》

住民と共に行政サービスの向上を目指すため、行政の役割、住民の役割を明確にする。

### 【取組項目】

各種事務事業に協働の考え方を積極的に取り入れ、行政と住民との役割分担を明確化する（平成18年度）

広報とホームページによる地域担当者制度の周知及び各担当者による各地域への制度活用の奨励を実施（平成17年度）

地域担当職員の連絡会の実施（平成18年度）

## 2) 「協働のむらづくり」のため住民参画の手法の検討

### 現状と課題

今までのむらづくりは、計画立案からサービス提供に至るまで、行政が主導的な役割を担ってきた。

多様化する住民のニーズに対し、これまでのように行政だけで対応することは難しくなってきている。

住民のニーズにあった行政サービスを効果的、継続的に提供するため、新たなむらづくりの形が必要である。

### 《基本方針》

新たなむらづくりには、住民が行政と一体となって行政運営に参画し、むらづくりを推進していく。

住民の積極的な行政参画の機会の拡大を図り、住民の声をむらづくりに反映させていく。

自治会、各種団体、ボランティア・NPO活動などを支援する。

### 【取組項目】

各種審議会、委員会に住民の意見を聴く機会の拡大

(平成17・18年度)

行政情報の住民周知と意見交換の場の拡充(平成19年度)

自治会、各種団体、ボランティア・NPO活動などの支援

(平成19年度)

協働のむらづくりリーダーの育成(平成19年度)